平成２７年（フ）第１３号
福島市瀬上町字行人堂28番地の１　エステート佐川７号、従前の住所福島市丸子字上川原２番地の37
破産者　三浦シヅヱ（旧姓本間）
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
横浜市港北区高田西１丁目15番26―601号
破産者　加納　源治
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０３号
横浜市港北区高田西１丁目15番26―601号
破産者　加納　妙子
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９２号
横浜市中区初音町３―64井筒屋ビル302、住民票上の住所横浜市中区松影町４丁目14番地12　新栄館328号室
破産者　前田　彰二
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６６号
横浜市港北区大曽根１丁目１番44号
破産者　土肥　和弘
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５号
山口県阿武郡阿武町大字奈古2680番地
破産者　大野　孝之
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第２５号
愛媛県松山市山越１丁目13番５号　コーラルガーデン山越307号
破産者　西野　千恵
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５３０号
岡山市南区彦崎494番地、開始決定時の住民票上の住所岡山市南区西高崎８番地84
破産者　永井　幸男（開始決定時の姓松下）
１　決定年月日　平成27年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　届出破産債権者が、一人もいなくなったため。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０１号
札幌市北区新琴似12条８丁目７番18号
破産者　合同会社桜梅桃李
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
札幌市豊平区豊平４条１丁目１番１号　ルネッサンスサッポロホテル１Ｆ
破産者　株式会社ＣＳ２
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０３号
埼玉県比企郡鳩山町大字小用27番地
破産者　松本　繁身
１　決定年月日　平成27年６月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６号
山口県下関市大和町１丁目16番１号本館401号
破産者　有限会社島田商事
１　決定年月日　平成27年６月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３９号
岐阜県大垣市楽田町２丁目1727番地の６
破産者　中部興産株式会社
１　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
２　一般調査期日　平成27年10月７日午前10時
平成27年６月25日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
岐阜県大垣市新長松１丁目58番地　棚橋ハイツ１南東号室
破産者　松野　義勝
１　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
２　一般調査期日　平成27年10月７日午前10時
平成27年６月25日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２０１３号
大阪市天王寺区生玉町11番24号　生玉ビル402号
破産者　山田　春隆
１　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
２　一般調査期日　平成27年８月31日午後２時30分
平成27年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４号
山形県西置賜郡白鷹町大字山口2025番地３
破産者　山口伊勢雄
１　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
２　一般調査期日　平成27年９月17日午前10時20分
平成27年６月25日　山形地方裁判所米沢支部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第２９８７号
大阪府寝屋川市葛原１丁目35番15―101号
破産者　中川　　力
１　期日　平成27年８月26日午前10時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７２号
長崎県長崎市かき道２丁目25番10号
破産者　中島伊佐夫
免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
平成27年６月24日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８７９号
神奈川県相模原市中央区淵野辺４丁目15―17―305、開始決定時の住所東京都中央区佃２丁目１―２―910
破産者　山本　　実
免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
平成27年６月24日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３号
三重県津市南新町４番32号
清算株式会社　柘植コンクリート工業株式会社
代表清算人　柘植　清邦
１　決定年月日　平成27年６月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所